委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委託業務名	滞納管理システム標準化移行対応業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、令和 7 年度末までに標準化対象の共通機能である滞納管理システムについて、標準準拠システムへの移行を行う。
契約期間	令和 6年 12月25日から 令和 8年 3月10日まで
契約年月日	令和 6年 12月 25日
契 約 金 額	44,000,000 円
契約の相手方	〔所在地〕福岡市博多区博多駅前2-19-24大博センタービル 〔名 称〕株式会社 シンク
契約相手方の 選 定 理 由	令和5年度に政策調整部情報政策課において実施した、大津市標準 準拠システム移行に係る情報提供依頼において、滞納管理システム の標準化移行対応が可能であった唯一の業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。